



**北区パートナーシップ宣言
の手引き**

目次

1.	宣誓できる方	1
2.	宣誓から宣誓書受領証の交付までの流れ	2
3.	宣誓の必要書類	3
4.	交付書類	4
5.	宣誓書受領証の再交付・返還等について	5
6.	宣誓の取消しについて	6
7.	Q & A	6

北区パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを誓い、パートナーシップ宣誓書を提出した場合に、北区がパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。

北区は、多様性を認め合い、誰もがいきいきと生きることができる差別のない人権尊重社会の実現を目指し、「東京都北区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定しました。

*パートナーシップ…互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係をいいます。

*宣誓…区長に対し、パートナーシップにある者の双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

問い合わせ先

北区総務部多様性社会推進課

所在地 東京都北区王子 1-11-1

電話 03-3913-0161

FAX 03-3913-0081

受付時間 9：00～17：00（月曜（月曜が祝日の場合はその翌日も休館）、
祝日、年末年始を除く） ※土日も受付しております。

ホームページ

<https://www.city.kita.tokyo.jp/tayosei/partnership-sensei.html>



1. 宣誓できる方

パートナーシップを宣誓するには、お二人とも以下のすべてに該当していることが条件です。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 双方が区内に住所があり、又は一方が区内に住所があり、もう一方が3ヶ月以内に区内への転入を予定していること。
- (3) 双方が法律上の婚姻をしておらず（配偶者がおらず）、かつ、当該パートナーシップの相手以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (4) 近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族※の関係）でないこと
(養子縁組によるもので、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合は近親者に該当しません。)。

※直系血族…祖父母、父母、子、孫等

※三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

2. 宣誓から宣誓書受領証の交付までの流れ

宣誓手続きの事前予約

- ・事前にお電話にてご予約をお願いします
- ・なお、お電話が難しい場合は、電子申請にてご希望の日時をお知らせいただくことができます
(電子申請について、詳細についてはホームページでご確認ください。)



宣誓日の調整

- ・宣誓する日時を調整いたします
- ・事前に宣誓に必要な書類がそろっていることを確認します
- ・お名前、ご連絡先等をお伺いいたします



パートナーシップの宣誓

- ・予約された日時にお二人そろってお越しください
- ・宣誓に必要な書類をお持ちください
- ・所定の宣誓書にお二人で記入していただきます
- ・宣誓にあたり、プライバシーに配慮した個室を用意します



宣誓書受領証の交付

- ・宣誓日当日に宣誓書受領証を交付します
(必要書類の確認、受領証の交付に30分程度お時間をいただきます。
なお、書類に不備がある場合等は即日発行できない場合もございます。)
- ・北区に転入予定の方は、3ヶ月以内に、北区在住を証明する住民票のご提出をお願いします

3. 宣誓の必要書類

宣誓する際には、「北区パートナーシップ宣誓書」、「北区パートナーシップの宣誓に当たっての確認書」のほかに、以下の書類が必要となります。

(1) 住民票の写し（3か月以内に交付されたもの）

- 同一世帯の場合は、1通で構いません。
- 本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要です。

(2) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）（3か月以内に交付されたもの）

- 本籍地の区市町村で取得してください。なお、取得方法については、本籍地の区市町村にお問い合わせください。
- 外国籍の方は、戸籍抄本に代わり、外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及びこれらの証明書に係る日本語の翻訳文（翻訳者の氏名が記載されたもの）を提出してください。

(3) 本人確認書類

- 顔写真付きの書類は1つ、顔写真なしの場合は2つご提示ください。

顔写真つき（例）	顔写真なし（例）
<ul style="list-style-type: none">個人番号カード (マイナンバーカード)運転免許証パスポート在留カードその他官公署が発行した免許証、 許可証又は登録証明書等で、 本人の顔写真が貼付されたもの	<ul style="list-style-type: none">健康保険、介護保険、後期高齢者 医療保険の被保険者証、 共済組合員証年金手帳、年金証書その他（事前にご相談ください）

通称名の使用を希望される方へ

・通称名の使用について

宣誓書等において、氏名と併せて通称名を使用することができます。

通称名を使用する場合、宣誓書受領証や携帯用カードの裏面等に戸籍や住民票上の氏名を記載します。

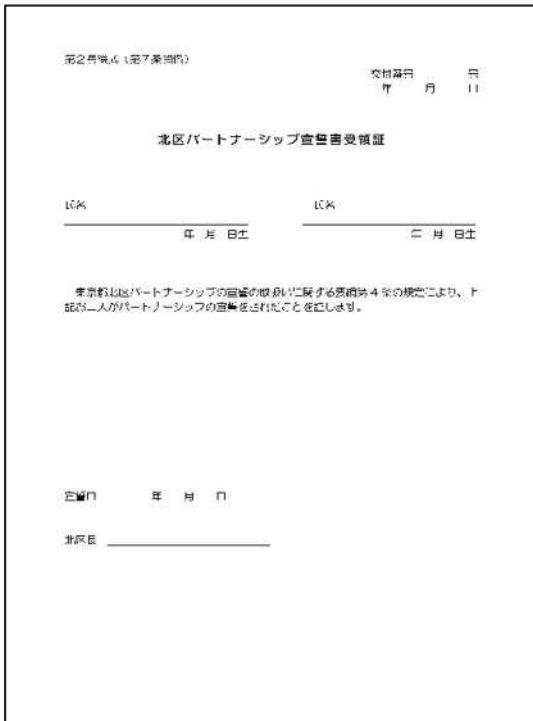
・通称名の確認方法

通称名を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類（学生証や社員証など）を提示していただくことで、確認します。必要な書類の詳細については、事前にご相談ください。

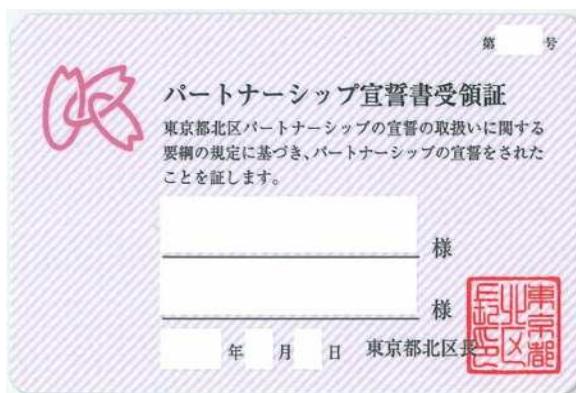
4. 交付書類

宣誓の要件を満たしている場合、以下の2つの書類を交付します。

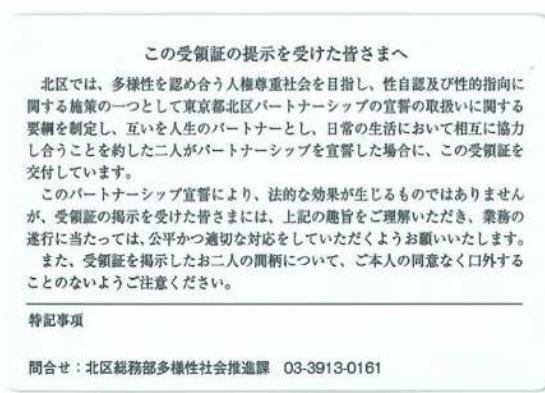
- パートナーシップ宣誓書受領証（書面 A4サイズ）・・・お二人に1部



- パートナーシップ宣誓書受領証（カードタイプ）・・・お二人に1部ずつ
(受領証の画像)



(カード表面)



(カード裏面)

5. 宣誓書受領証の再交付・返還等について

(1) 宣誓書受領証の再交付について

受領証を紛失、毀損、又は汚損したときや氏名の変更があったときは、事前にご予約の上、北区パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書を窓口に提出してください。新たな宣誓書受領証を交付いたします。

(必要書類)

- 北区パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書
 - 本人確認書類
 - パートナーシップ宣誓書受領証（紛失の場合を除く）
 - その他区長が必要と認める書類
- ※ お一人でも手続き可能です。

(2) 宣誓書受領証の返還について

以下に該当する場合は、北区パートナーシップ宣誓書受領証返還届に宣誓受領証を添付して提出してください。

- パートナーシップが解消されたとき。
 - 宣誓者的一方が死亡したとき。
 - 宣誓者的一方又は双方が区内に住所を有しなくなったとき。
 - その他、区が規定する要件を満たさなくなったとき
- ※ お一人でも手続き可能です。
- ※ 紛失その他の理由により北区パートナーシップ宣誓書受領証を返還できないときは、ご相談ください。

6. 宣誓の取消しについて

宣誓者が、虚偽その他不正な方法により受領証の交付を受け、又は受領証を不正に使用した場合は、宣誓を取り消すことがあります。宣誓を取り消された場合には、多様性社会推進課の窓口に宣誓書受領証を返還してください。

7. Q & A

Q1 パートナーシップの宣誓に際し、プライバシーは守られますか？

A. 提出された書類や記載内容等の個人情報は守られます。なお、宣誓の際は、事前予約していただいた上で、プライバシーに配慮した個室をご用意します。

Q2 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A. 費用はかかりません。ただし、宣誓に必要な戸籍抄本等の発行手数料は自己負担となります。

Q3 宣誓受領証は即日発行されますか？

A. 書類の確認及び発行に30分程度お時間をいただきますが、原則として即日発行が可能です。事前予約の際に、即日発行を希望する旨をお伝えください。なお、必要書類に不備がある場合等は即日発行できない場合があります。

Q4 代理申請はできますか？

A. 代理申請は受付することができません。必ずお二人でお越しください。

Q5 宣誓書等の代筆はできますか？

A. パートナーシップ宣誓の手続き書類における氏名欄に記入できないときは、お二人の立ち合いのもとで、他の方に代筆してもらうことができます。代筆を希望する場合は、事前予約の際にお知らせください。

Q6 宣誓したこと、戸籍や住民票の表記に変更はありますか？

A. 宣誓によって、戸籍や住民票の記載に変更はございません。

Q7 必要書類の郵送による宣誓手続きはできますか？

A. 所定の書類への記入が必要なため、郵送による手続は対応できかねます。

大変お手数ですが窓口までお越しください。

Q8 パートナーシップの返還・再交付の場合も個室で対応できますか？

A. 事前にご予約いただいた上で、プライバシーに配慮した個室をご用意いたします。

Q9 パートナーと法的な関係を構築することはできますか？

A. 公正証書により遺言書を作成する方法や任意後見契約を結ぶなどの方法があります。公正証書（合意契約および任意後見）の作成に関しては、北区の「にじいろ法律相談」（第4日曜日 10時～11時30分）にご予約いただいた上で、法律の専門家に無料で相談することができます。なお、作成に要する費用は有料となります。

Q10 宣誓書受領証はどこで利用できますか？

A. 区の制度では、区営住宅にパートナーとの入居申し込みの際に資格確認の書類として利用することができます。

Q11 区内で住所を変更したときは手続きが必要ですか？

A. 住民票の写しをご提出いただく必要があります。まずはお電話でご相談いただくようお願いします。

北区パートナーシップ宣誓の手引き 第1版

令和4年3月発行

東京都北区総務部多様性社会推進課

北区王子1-11-1 北とぴあ5階

03-3913-0161